

ウェルフェア イズ ラヴ💖

2026 年 9 月 3 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

いわゆる「障害者雇用ビジネス」を届出制にする方向で議論が進んでいるようです。また、業者を利用する企業にも、新たな報告項目を課す方向のようです。

「障害者雇用ビジネス」規制、事業届け出義務化や不適切業者を指導・監督…厚労省が法改正を検討：読売新聞

当事業所代表としては、届出制の導入や利用企業に新たな報告項目を課すこと自体に異論はありません。しかしながら、「数（雇用されている障害者の人数）を上げることばかりに重点を置いた結果が、このような事態を招いた。」とされています。

当事業所代表も同じ意見を持っていますが、一方で法律という形で強制的に規制できるのは、どうしても「数」のような形式（表面）的な数値になってしまわざるを得ないのかなとも感じます（記事中でも、「提供された職場で働く障害者数」という項目が記されていますね。）。

個人的には、例えば、「利用している企業の社員が毎日交代で、障害のある従業員が働いている現場に足を運び、その日は勤務時間・業務内容・賃金も含めて、障害のある方と同じ条件で勤務する。」のような形が理想的と感じますが、そこまで具体的で踏み込んだ内容を、法律という形で一律に命じる（規制する）ことは、難しいのでしょうか…。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

ようやく香川県でも雨が降り（或いは降りそう）しましたね。昨日も、まんのう町では大雨が降ったようですし、高松市内でも一部の地域では少しだけ雨が降ったり、一時的な雷雨になったりしたところもあったようです。

私の自宅（当事業所）がある伏石町では、結局雨は降らなかったけれど、一時的に落雷が来るのかと思うような雷雲がゴロゴロと繰り返し鳴っておりました。

「災害級の大雨」にはならず、「恵みの雨」となってくれることを願います。

LOVE のラブラブな実践

先日ブログ記事として、「国民健康保険料や国民年金保険料、住民税についての減免（減額）・免除制度についての記事を書かせて頂きました。

インターネット記事を見ていると、「社会保険料や住民税を払っていないのに、生活保護を受給するのは筋が通らない。」という理屈で、困窮していても生活保護の申請をしない若者もいるようですね。その思いや言葉が真実であるとすれば、当事業所代表個人的には、「そういった心意気（？）は嫌いではない」です。

ただ一方で、結果として納付していない（必要な手続きをせずに放置（未納）している）ことは、一種の違反行為ですし、将来の受給額等にも影響を与える可能性が高くなります。

減免・免除制度もあるので、少々手間かもしれないけれど、相談したうえで、必要ならばそういった制度を活用して対応してほしいなと思います。

[減額・免除制度がありますよ | 社会福祉士相談所 LOVE](#)

県内の福祉イベント案内 他♪

9/12（土）に、当事業所主催事業として、「秋の無料相談会」を開催致します。

例えば、高齢者の体力低下に対する対策や、介護保険制度や障害福祉サービスの利用手続き、ひきこもり状態のご家族が心配等、福祉に関する相談・困りごとのある方は、この機会に是非ご相談下さいませ。

また、こういった機会を必要としているお友だち・お知り合いにも伝えて頂けますと、有難く思います。

詳細は以下のリンクをご確認下さいませ。宜しくお願い致します。

[当事業所主催「秋の無料相談会」のお知らせ | 社会福祉士相談所 LOVE](#)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待